

令和 7 年度「学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査」 の結果について

1 調査の概要

（１）調査目的

本調査は、神奈川県教育委員会が市町村立学校における体罰および不適切な指導（以下、「体罰等」という。）の実態を把握し、緊急事案に対して適切な対応を講ずることで、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができるようにするとともに、各学校で体罰等の根絶に向けた取組みをさらに進めることを目的として実施するものです。

本市におきましては、本調査を活用して本市教職員の体罰等に対する認識を深め、体罰等の根絶を図るために実施するものです。

（２）調査主体 神奈川県教育委員会

（３）実施主体 藤沢市教育委員会

（４）調査内容 令和 7 年度の学校生活全般における教職員等による体罰等の状況等

A) 教職員向け調査

（ア）調査実施期間 令和 7 年 1 2 月 2 3 日（火）～令和 8 年 1 月 1 9 日（月）

（イ）調査対象期間 令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 1 月 1 9 日（月）

（ウ）調査対象 全市立小・中・特別支援学校の校長・教頭・総括教諭・教諭・
総括養護教諭・養護教諭・栄養教諭・臨時的任用職員・非常勤講師・外部
指導者（部活動指導者、教員補助者等） 2, 2 2 3 人

（エ）調査方法及び内容

教職員等は、教職員用解答用紙（資料 1）に記名の上で校長に提出。校長は回答数を集計し、教育指導課に調査報告書（資料 2）を提出する。

B) 児童生徒及び保護者向け調査

（ア）調査実施期間 令和 8 年 1 月 2 2 日（木）～令和 8 年 2 月 5 日（木）

（イ）調査対象期間 令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 2 月 5 日（木）

（ウ）調査対象 全市立小・中・特別支援学校児童生徒及び保護者

（在籍数 R8. 1. 4 現在）

小学校	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
	3, 534	3, 702	3, 817	3, 877	3, 862	3, 862	22, 654
中学校	1 年	2 年	3 年	—	—	—	—
	3, 486	3, 570	3, 530				10, 586
特別支援学校	小学部	中学部	高等部	—	—	—	—
	97	32	41				170
合 計	—	—	—	—	—	—	33, 410

※以後、調査集計の特別支援学校小学部は小学校、中学部・高等部は中学校に含んで集計した。

(エ) 調査方法及び内容

学校を通して、保護者向け説明資料等（資料3）を配付。児童生徒及び保護者は、学校名、学年を原則として記入（無記名回答は可）し、パソコン・スマートフォン等から専用の URL 又は二次元コードを使い回答するか、学校等に設置された調査用紙（資料4）を教育指導課に郵送する。

(5) 回答数

A) 教職員向け調査

(単位：件)

	令和7年度	令和6年度
小学校	13	2
中学校	7	2
合計	20	4

*令和7年度は、不適切な指導についても報告するように通知した。

B) 児童生徒及び保護者向け調査

(単位：通)

	令和7年度		令和6年度	
校 種	回答数	記載あり	回答数	記載あり
小学校	156	31	280	31
中学校	54	7	72	8
合計	210	38	352	39

*令和7年度は全て URL 又は二次元コードから回答があった。

「記載あり」のうち、学校への調査対象とした件数

(単位：件)

	令和7年度	令和6年度
校 種	調査対象数（調査対象外）	調査対象数（調査対象外）
小学校	20 (10)	23 (4)
中学校	6 (2)	6 (1)
合計	26 (12)	29 (5)

*同一教員の複数件数は1件としてカウントした。

*1通に対して複数の教職員名がある場合は、その内容分、件数をカウントした。

*「対象教職員の特定が難しいもの」「学校への訴え・意見等」は調査対象外とし、該当校への情報提供のみ行った。

(6) 詳細調査方法

校長による該当教職員又は児童生徒への事実の確認と、教育委員会による保護者への聞き取り

(7) 体罰に関する考え方

＜懲戒と体罰の区別について＞ 文部科学省 平成25年3月の通知

「実際に行った懲戒の行為が、体罰かどうか判断するに当たっては、当該児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。」

(8) 不適切な指導

＜体罰防止ガイドライン＞ 神奈川県教育委員会 平成25年7月

「体罰に当たらないものであっても、「人格を否定するような暴言」「大きな声や威圧的な態度等の高圧的な指導」「不必要な身体接触」「無視やいやがらせ」等、児童・生徒を深く傷つける行為は不適切な指導」

2 調査結果について

教職員向け調査、児童生徒及び保護者向け調査、2つの調査の結果、体罰事案は1件（中：1件）、不適切な指導事案は21件（小：14件、中：7件）、その他、配慮に欠ける指導の事案がありました。それぞれの調査結果は以下のとおりです。

(1) 教職員向け調査についての調査結果

（単位：件）

- ①体罰（身体に対する侵害・肉体的苦痛を与えるもの）
- ②不適切な指導（暴言・威圧的態度・不必要な身体接触・無視や嫌がらせなど）
- ③配慮に欠ける指導（訴えと相違があるが、配慮に欠けた指導と認められるもの）

	令和7年度			令和6年度		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
①体罰	0	1	1	1	1	2
②不適切な指導	12	6	18	1	1	2
③配慮に欠ける指導	1	0	1	0	0	0
合 計	13	7	20	2	2	4

(2) 児童生徒及び保護者向け調査についての調査結果

(単位：件)

- ①体罰（身体に対する侵害・肉体的苦痛を与えるもの）
- ②不適切な指導（暴言・威圧的態度・不必要な身体接触・無視や嫌がらせなど）
- ③配慮に欠ける指導（訴えと相違があるが、配慮に欠けた指導と認められるもの）

	令和7年度			令和6年度		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
①体罰	0	1※	1	0	1	1
②不適切な指導	4※	2※	6	11	2	13
③配慮に欠ける指導	8	1	9	7	1	8
合 計	12	4	16	18	4	22
事実不明・事実なし	8	2	10	5	2	7

※教職員向け調査と同一事案が含まれている。

※「事実不明・事実なし」は、当該教職員及び関係者に聞き取ったが事実が確認できなかった事案、第三者からの記載で当事者に確認したが誤解であった事案、記載者が匿名のためそれ以上の調査が不可能であった事案など。

3 保護者からの主な意見

- ・ 体罰まではいかない言葉の暴力や言い方、意地悪な言動はハラスメントでしょうか。家庭でも学校でも同じようによく考えていくべき問題だと思います。
- ・ 肉体的体罰だけでなく、精神的体罰も考慮したほうがいいと思います。
- ・ 時代にそぐわない考え方や言葉により、子どもたちが戸惑う場面が多くみられる。もう少し時代に沿った方針で対応していただきたい。
- ・ 悪いことをしたら、注意、指導、叱る、謝る等は当然のことだと思いますが、周りにいる他の児童の精神面、メンタルも考えたうえで、教育をしてほしい。
- ・ 体罰に限らず困っていることや怖い思いをしていないかなど、子どもたちからのヒアリングの機会をもう少し増やしてあげてほしい。

4 考察

小・中学校においては、体罰に至らないものの、児童生徒を傷つける言動や高圧的な指導等の不適切な指導が依然として見受けられます。また、児童生徒一人ひとりの発達特性や置かれた状況への理解が不十分なまま、指導者の主観や一時的な感情に基づく高圧的な指導となってしまう事案も確認されています。特に中学校では、部活動指導における不適切な指導が引き続き課題となっています。

これらの事案は、不適切指導に対する教職員の認識の甘さを示すものであり、厳

肅に受け止める必要があります。指導のあり方を真摯に見つめ直し、教職員一人ひとりが高い人権意識と社会常識をもって行動できるよう、絶えず学び続ける姿勢が求められます。良識ある社会人としての誇りをもち、人権尊重を基盤とした指導を徹底するためにも、継続的な意識改革が不可欠です。

児童生徒指導とは、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動です。指導に当たっては、自らの言動が児童生徒の人権を侵害することのないよう常に意識し、一時的な感情に流されることなく、児童生徒が「失敗しながら成長する途上にある」ことを踏まえ、冷静かつ丁寧に指導することが重要です。

また、児童生徒が指導を自分事として受け止め、理解することができるのは、指導する教職員との間に信頼関係がある場合です。教職員は、児童生徒一人ひとりに細やかに目を配り、人権を尊重する姿勢で向き合い、児童生徒理解に努めることが求められます。

学校は、体罰や不適切な指導等の根絶に向けた教職員の意識改革や、指導方法に焦点をあてた研修等、継続的な取組を進めることで、児童生徒の人権を大切にする信頼された学校を構築する必要があります。

今後も教育委員会と学校が連携し、体罰や不適切な指導等の根絶に向けた啓発を図るとともに、今年度も各種研修会や担当者会、事故防止会議、職員会議等を活用し、教職員自身が体罰や不適切な指導を自覚できるよう意識づけを行い、校内において児童生徒の人権に配慮した指導が徹底されるよう啓発を進めていきます。

5 今後の取組

肉体的な苦痛を伴わない指導であっても、不適切な言動が児童生徒の心身の健全な発達に及ぼす影響を重視し、教職員一人ひとりが教育現場から体罰や児童生徒の尊厳を傷つける不適切な指導を一掃し、ゼロにしていくという意識を当たり前に持つよう、令和4年3月に改定した「藤沢市教職員人材育成基本方針」を基に、管理職研修をはじめ、経験者研修や各担当者会、指導主事による学校訪問及び各学校におけるOJT※や事故防止会議等あらゆる機会を通じ、人権感覚を磨く実践的な取組を具体的に推進していきます。そして、保護者や地域からの信頼を得るために、引き続き体罰を許さない環境づくりに努め、安全・安心な学校づくりを目指していきます。

※OJTとは「On the Job Training」の略で、実際の仕事を通じて行う人材育成（能力開発）。職場内の日常の仕事を通して、必要な知識・技能・仕事への取組等を教育すること。

（１）体罰や不適切な指導を認めない学校の環境づくり

校長のリーダーシップのもと、「体罰や不適切な指導は許さない、絶対にしない」という体罰根絶に向けて、教職員が常に学び合い、授業や部活動等における指導についての悩みを語り合い、適切な指導について協議をするなど、一人ひとりが主体的に取り組み、指導力を向上させるためのOJTの充実を図るとともに、教職員が指導上の課題や不安を抱えた際に速やかに相談し、孤立した判断に陥らないよう組織的に支える仕組みづくりを推進します。

また、様々な特性のある児童生徒に対する理解や、多様な背景をもつ児童生徒の指導の在り方など、適切な支援や指導の方法について組織として指導方針や指導内容を明確にして対応すること等、指導体制を確立し、体罰や不適切な指導を認めない学校環境づくりを推進します。

（２）教職員の指導力を向上させる教育委員会による研修や担当者会の充実

教師が自身の教育活動を振り返られるよう、各年次経験者研修や各種担当者会等において、人権について学ぶ機会を設け人権感覚を磨き、文部科学省の「生徒指導提要」、県の「体罰防止ガイドライン」及び「児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）」等の資料を活用し、体罰についての法的知識、体罰が起きる背景等の知識を深めるとともに、児童生徒指導の意義や方法、支援教育の視点に基づく指導方法や教職員の意識改革に努めていきます。

また、教育文化センター及び学務保健課による新規臨時的任用職員等を対象とした研修において、体罰や不適切な指導は絶対許されないということを学ぶ機会を設けます。

（３）部活動指導における体罰及び不適切な指導の根絶への取組

体罰や不適切な指導が発生している現状を教職員に自分事として受け止めさせ、強い危機感を持ち、部活動指導における体罰及び不適切な指導の根絶に向け、顧問を主とした教職員の意識向上を図るため、県の「体罰防止ガイドライン、（別冊）校内研修ツール（平成２５年７月）」及び「部活動指導ハンドブック（令和２年５月）」、さらに藤沢市教育委員会が２０１９年３月に策定した「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」の中の『２ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組みの項、（１）適切な指導の実施』を基に、生徒の人権を尊重した部活動指導等を学習させ、生徒の人権に配慮した適切な指導を行うことを徹底させていきます。

また、部活動の市中体連や各専門部会と連携して、「一人ひとりを認め尊重する指導」についての講話や研修を実施していきます。

令和7年12月23日

教職員のみなさんへ

神奈川県教育委員会

令和7年度学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査について

この調査は、公立学校における教職員などによる体罰等の防止に向けた取組みを進めることを目的に実施します。学校における体罰等を根絶するために、実態を明らかにし、再発防止に資するという趣旨を理解の上、協力をお願いします。

本調査用紙は、令和8年1月〇日（〇）までに、校長に直接提出してください。

氏 名 _____

- 1 あなたは、今年度（令和7年4月から現在まで）、学校生活全般において、児童・生徒に対して体罰や不適切な指導（人格を否定するような暴言や、物をなげつける等の行為）、あるいは児童・生徒から体罰等ではないかと受け止められる行為をしたことがありますか。ただし、既に体罰等による懲戒処分等を教育委員会から受けているものは除きます。

（ はい ・ いいえ ） →→→ 「はい」の場合は2へ

- 2 「はい」と答えた場合は、どのような行為であったかを、次の表の項目に沿って具体的に記入してください。 複数回ある場合はその全てを記入してください。

いつ	
どこで	
誰に	
どのような 行為を行った	

（裏面に続く）

- 3 あなたは、今年度（令和7年4月から現在まで）、学校生活全般において、自分以外の教職員等による、児童・生徒に対しての体罰や不適切な指導、あるいは児童・生徒から体罰等ではないかと受け止められる行為を見たことがありますか。

（ はい ・ いいえ ） →→→ 「はい」の場合は4へ

- 4 「はい」と答えた場合は、どのような行為であったかを、次の表の項目に沿って具体的に記入してください。

複数回ある場合はその全てを記入してください。

いつ	
どこで	
誰が	
誰に	
どのような 行為を行った	

教育指導課長

校長 _____ 学校

令和7年度学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査報告書

以下の通り報告します。

- 1 本調査を実施した職員数
-
- 人

*調査対象職員は、別紙実施要項（抜粋）をご確認ください。

- 2 令和7年度職員調査において、自己申告が（ あった ・ なかった ）

*該当する方に○をつけてください。

*あった場合のみ



自己申告があった人数 () 人

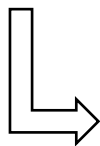
自己申告があった件数 () 件

うち、教育指導課に報告していない件数 () 件

- 3 令和7年度職員調査において、第3者の申告が（ あった ・ なかった ）

*該当する方に○をつけてください。

*あった場合のみ



申告した第3者の人数 () 人

第3者から申告があった件数 () 件

うち、教育指導課に報告していない件数 () 件

【重要】 報告していないものが判明した場合、本調査報告書の提出とあわせて速やかに学校担当指導主事へご連絡ください。**【提出〆切】** 2026（令和8）年1月19日（月） 本職あて紙媒体にて提出

2026年（令和8年）1月22日

児童・生徒および保護者の皆様へ

藤沢市教育委員会

令和7年度 学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査のお願い

本市教育委員会では、学校における体罰および不適切な指導（以下、「体罰等」という。）の実態を把握し、体罰等の根絶に向けた取組を進めるため、神奈川県教育委員会の依頼により、本調査を実施します。調査の実施について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

児童生徒のみなさんは、体罰等を受けたり、見たりしたことがある場合には、次の回答方法により、回答してください。お子様本人で入力することが難しい場合には、保護者の方と一緒に回答してもかまいません。また、保護者の皆様も、体罰等について市教育委員会に伝えたいことがありましたら、同様の回答方法でご意見をお寄せください。

回答内容や回答された個人情報については、調査の目的以外では利用しません。なお、適切な対応を講ずるために学校の管理職と情報を共有させていただきます。

また、実際にあった体罰等にしっかりと対応するため、お話を聞き取るなど、ご協力をお願いすることがあります。

【回答方法】

令和7年4月1日からこれまでの学校生活での出来事について、パソコン、スマートフォンなどのインターネットに接続可能な機器から、次に記載したURL又は二次元コードを使って回答することができます。（教育委員会への直通となっております。）

また、学校には、「回答用紙」付きの返信用封筒を【 】に設置しております。

それを使って郵送で回答することもできますが、どちらか一つの方法で回答してください。

回答期限は、令和8年2月5日（木）までとなります。期日を過ぎた事案は、教育指導課までご相談ください。

○直接リンク URL又は二次元コード

（受付期間 1月22日（木）～2月5日（木）午前9時まで）

<https://forms.gle/DbLXBmZZXokbtMaLA>



体罰等を受けたり、見たりしたことがない場合は、回答する必要はありません。

現在、体罰等を受け困っている皆さんは、ひとりで悩まず保護者の方に相談をしましょう。保護者の皆様は、ぜひ学校の管理職の先生にご相談ください。

（裏面に続く）

※ どのような行為を「体罰」とするかについては、文部科学省から次のように示されています。
「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」抜粋

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てる児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に怠り、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

○ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り体をきつく押さえる。

○ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・ 試合中に相手のチームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

■ 問い合わせ先 保護者等の相談も受け付けています。

◇ 藤沢市教育委員会 教育指導課 連絡先 (0466) 50-3559 (直通)

〒251-8601 藤沢市朝日町1-1

この部分にのりをつけ、用紙の一番下を☆印にあわせ三つ折りにして封筒にしてください。

(資料④)

回答用紙

令和7年度学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査

見本

藤沢市立 学校 年 組 氏名 ()

※学校名と学年は必ず記入してください 名前は書かなくてもかまいません

1. 体罰および不適切な指導（以下、「体罰等」という。）を受けたことがある

(1) 体罰等を受けたのはいつごろですか 令和 年 月 日ごろ (はっきりしない場合は、およそでかまいません)	(2) 教職員はだれですか きょうしよくいん	(3) 記入したのはだれですか 本人 保護者 その他 該当するところを○で囲んでください
(4) 何をしているときですか なに		(5) 場所はどこでしたか ばしょ
(6) どんなことをされましたか		
(7) そのことによって、どうになりましたか		

2. 体罰等を受けているのを見たことがある

(1) 体罰等を受けていたのはいつごろですか 令和 年 月 日ごろ (はっきりしない場合はおよそでかまいません)	(2) 教職員はだれですか きょうしよくいん	(3) 記入したのはだれですか 本人 保護者 その他 該当するところを○で囲んでください
(4) 何をしているときですか なに		(5) 場所はどこでしたか ばしょ
(6) どんなことをされていきましたか		
(7) だれが体罰等を受けていきましたか たいばつとう		

3. 体罰等について、教育委員会に伝えたいことがありましたら、記入してください

--

※教育委員会からすぐに連絡がほしい場合には、連絡先をご記入ください ()

この内容を学校に相談したことはありますか ないよう がっこう そうだん ある ・ ない *どちらかを○で囲んでください	ある方は誰に相談されましたか かた だれ そうだん
---	------------------------------

記載事項がない方は、提出の必要はありません
きさいじこう かた ていしゆつ ひつよう